

特定の運転者に

適性診断を受診させていますか？

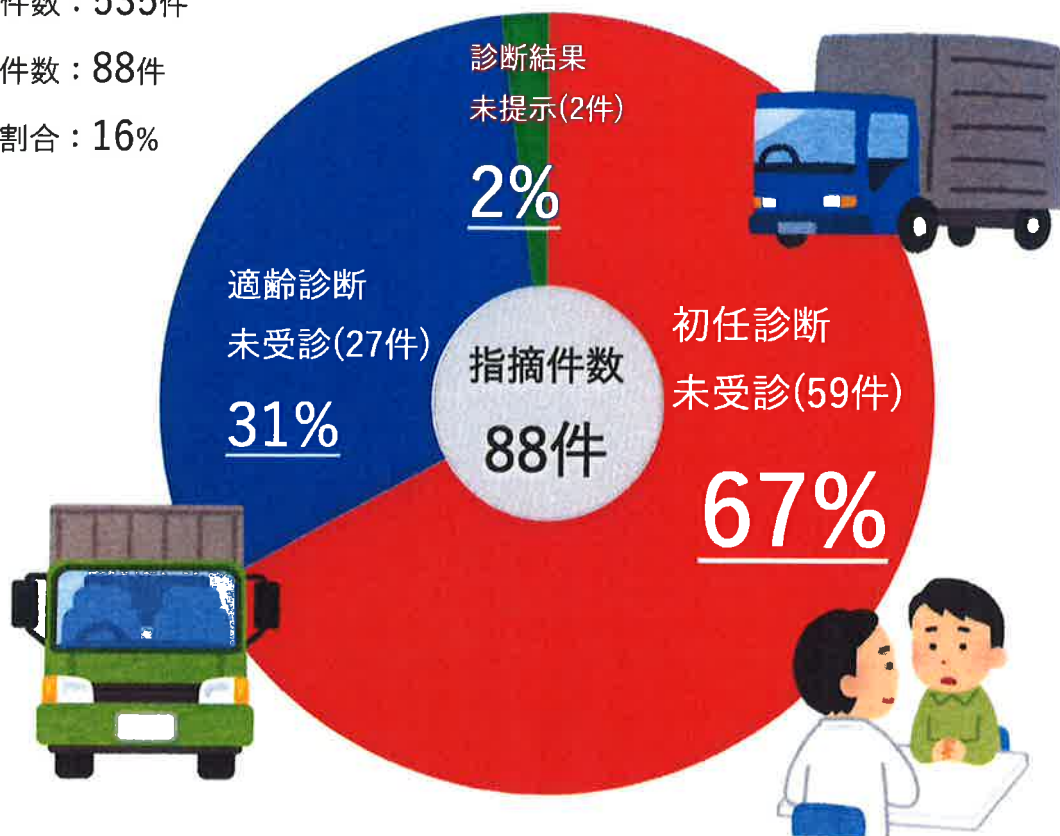
巡回指導で指摘が多かった「特定の運転者に適性診断を受けさせているか」が過去3年間連続でワースト2となっております。特に初任診断の未受診が全体の6割を超えています。

令和2年度

調査件数：535件

指摘件数：88件

指摘割合：16%



裏面へ

適性診断を受診しましょう

適性診断とは、初任診断、適齢診断、特定診断Ⅰ・Ⅱ、一般診断の4種類です。
ここでは、指摘が多かった「初任診断」、「適齢診断」について、対象者、実施時期、保存期間等をまとめました。

初任診断を受診・保存していますか

(初任運転者対象)

<実施時期>：事業用自動車に**乗務開始前**

(やむを得ない事情がある場合には、乗務開始後1か月以内に受診)

(乗務開始前3年以内に受診した受診票の記録があれば省略することができます)

※運転者として新たに雇い入れた者が65才以上である場合は、適齢診断を受診させてください。適齢診断をもって初任診断を受診したものとみなされます。
ただし、教育については「初任運転者教育」を実施しなければなりません。

<保存期間>：**3年**

※適正化情報2020の[第一編]11、36ページ、[第二編]91～92ページをご参照ください。

適齢診断を受診・保存していますか

(65才以上の高齢運転者対象)

<実施時期>：**65才に達した日から1年以内**に1回受診し、
その後3年以内ごとに1回受診

<保存期間>：**3年**

※適正化情報2020の[第一編]11、36ページ、[第二編]91～92ページをご参照ください。